改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び	は、改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法（附則第六十一条第四項により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第八十条の二第四項の規定により読み替えられた場合を含む。）第四十六条第一項及び
当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する	老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第八十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）及び同条第二項に規定する標準賞与額に再評価率（厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する再評価率をいう。）を乗じて得た額（当該老齢厚生年金の額が、厚生年金保険法第四十三条の三第一項の規定により被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月までの被保険者期間の月数が二百四十に満たない者に対する老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額であるときは、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を二百四十とした場合における老齢厚生年金の額とする。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額（当該老齢厚生年金の額が、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たない者に対する老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額であるときは、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を二百四十とした場合における老齢厚生年金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。）とする。	退職共済年金の額と平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十条第四項の政令で定める年金たる給付の額の合計額を超えるときは、その超える部分の額（当該退職共済年金の額が、平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十条第四項の政令で定める年金たる給付の額の計算の例により計算した額であるときは、当該退職共済年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を二百四十とした場合における退職共済年金の額とする。）と平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十条第四項の政令で定める年金たる給付の額の合計額（当該退職共済年金の額が、平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十条第四項の政令で定める年金たる給付の額の計算の例により計算した額であるときは、当該退職共済年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を二百四十とした場合における退職共済年金の額とする。）との合計額（当該合計額が、平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十条第四項の政令で定める年金たる給付の額の計算の例により計算した額であるときは、当該合計額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を二百四十とした場合における合計額とする。）を超えるときは、その超える部分の額	当該退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額並びになおお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項

加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ	第二項	老齢厚生年金	組合が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の支給の停止を行う場合には、改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。
			3　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額とする。
			4　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額とする。
			5　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げる給付とする。
			一　改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金
			二　旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金
			三　昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）老齢年金及び通算老齢年金
			四　平成二十七年厚年経過措置政令第四十条第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付
			6　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三十七条第一項において同じ。）の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
			一　改正後厚生年金保険法第四十四条第一項
			二　なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
			三　なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条第一項
			四　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下この号及び次項第一号において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第三十八条第一項
			7　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
			一　改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項（平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する場合を含む。）
			二　なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項
			三　なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第四項